

■ 低炭素電力（再エネ電力）の利用拡大に向けた新たなインセンティブの導入

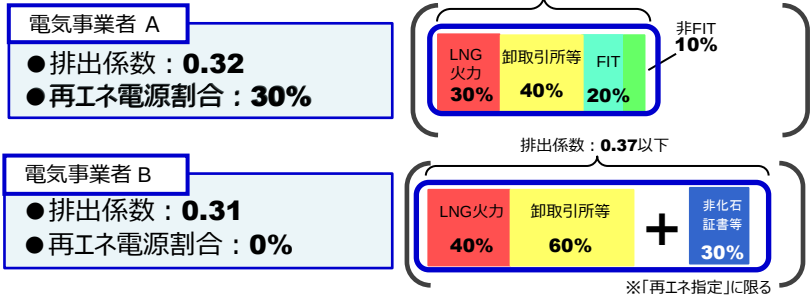
- 都制度で「低炭素電力（再エネ電力）」と位置付ける対象の追加（電力選択の多様化へ対応）
 - 国が推進する「FIT制度導入により生まれた環境価値（非化石価値証書※1等）を活用した電力」も、再エネを活用した電力と位置付け
 - 電気事業者が供給する「電力メニュー」も対象に追加（ただし、「当該電気事業者が都内に供給する電力全体の排出係数が都認定基準（0.37）以下」であることが条件）
- ※1 非化石価値証書は「再エネ指定」に限定。今後、証書に関して、電源種別の情報が証明できるようになった際は、国の議論等を踏まえ検討
- 電気のCO2排出係数が都認定基準（0.37 t-CO2/千kWh ※2）以下の低炭素電力（再エネ電力）の調達時には、削減量として全量算定
 - 第2期で設定していた「低炭素電力調達時に算定できる「削減量」の活用上限」を撤廃
 - ※2 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界2030年の自主目標値
- 再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量の追加が可能（追加付与）

【都制度で位置づける「低炭素電力（再エネ電力）」】

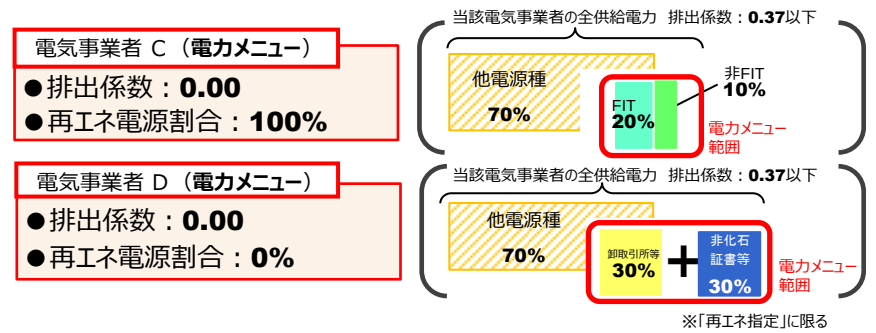
- 電力のCO2排出係数※3が 都認定基準（0.37 t-CO2/千kWh）以下※2の、再エネを活用した電力(当該電力を供給可能な電気事業者は都が認定)

※3 基礎排出係数(実際の電源構成に基づく排出係数)と調整後排出係数(基礎排出係数にFIT制度に伴う環境価値等の調整及び非化石価値証書等の環境価値利用を反映した排出係数)のいずれか低い方の値で判断

(例①) 電気事業者が提供する電力



(例②) 電気事業者が提供する「電力メニュー」 ※2の認定を受けた電気事業者は①での認定は受けられない。



【都認定電気事業者からの「低炭素電力調達」による、削減量の算定方法】

排出係数差による削減量

認定事業者からの低炭素電力調達量 × (第三期固定係数 (0.489) - 認定事業者の電力排出係数)

第二期に設定している削減量の活用上限(×0.5)等を撤廃し、排出係数差による削減量を全量算定

+

再エネ電源割合による削減量

認定事業者からの低炭素電力調達量 × 第三期固定係数 (0.489) × 再エネ電源割合 (30%以上) × 0.25

再エネ電源割合 (30～100%)に応じて、低炭素調達電力量の最大25%相当量を追加付与

＜削減義務への活用＞

年間排出量の削減が可能

(「対象事業者の年間排出量」 - 「低炭素電力調達による削減量」)

＜算定例＞（モデルケース） 対象事業所の年間排出量：10,000 t-CO2。全電気使用量（約14,000千kWh相当）を、上記電気事業者Aから調達（排出係数：0.32、再エネ電源割合：30%）した場合

